

報道機関各位

長岡市都市整備部都市計画課長



長岡市

快適に暮らしやすい、市街地への居住を推進！ 転入者の住宅購入などに固定資産税を免除

長岡市は、人口減少などが進む市街地への新たな居住を促進するため、「長岡市立地適正化計画定住促進条例※」を3月に制定しました。

条例に基づき4月から、市外からの転入者が住宅を購入等して居住する場合などを対象に、この住宅に係る固定資産税を免除する「まちなか居住区域定住促進事業」を実施します。これにより、賑わいのあるコミュニティや多世代と一緒に生活できる居住環境や、商業・医療・公共交通など身近な生活サービスの維持を目指していきます。

つきましては、下記のとおり事業の概要をお知らせしますので、周知にご協力くださるようお願いいたします。

「まちなか居住区域定住促進事業」で固定資産税を免除

1 対象

平成30年4月1日～平成35年1月1日の間に、購入、新築、改築、増築、リフォームした専用住宅又は併用住宅（居住割合1/2以上）で、下記のいずれかを満たすもの。

- (1)市外から転入した方が、住宅を購入等して居住する場合
- (2)企業・学校・個人が、従業員用・学生用宿舎を購入等する場合
- (3)市外から転入した子世帯等が、親世帯等の住宅を建替え等で多世代同居する場合

2 対象地域

長岡、中之島、越路、三島、栃尾、与板、川口地域のまちなか居住区域
※詳細は別紙のとおり

3 免除額 居住部分の床面積に係る固定資産税の1/2（上限額の設定あり）

4 免除期間 3年間（子育て世帯は5年間）

※長岡市立地適正化計画定住促進条例

持続可能な都市づくりを促進するため、長岡市立地適正化計画で設定したまちなか居住区域への居住誘導施策として奨励措置を行うもの

問い合わせ：都市整備部都市計画課

TEL：0258-39-2225